

試 験 種 別	試 験 科 目
1日第2種伝送交換主任技術者(特例信式験)	法 規

問1 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ (ア)なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその (イ)を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

<(ア)、(イ)の解答群>

普遍的	利用者の利益	国民の利益	安定的
合理的	公共の利益	恒久的利益	公 平

- (2) 次の()、()の文章は、電気通信事業法に規定する、重要通信の確保について述べたものである。同法の規定に照らして、内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(4点)

- () 電気通信事業者は、㉠天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。㉡公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるものについても、同様とする。
- () 電気通信事業者は、㉢必要があるときは、総務大臣の命令により、電気通信業務の一部又は全部を停止することができる。

同法に規定する内容に照らして、上記㉠～㉢の下線部分の語句は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

㉠のみ正しい	㉡のみ正しい	㉢のみ正しい
㉠、㉡が正しい	㉠、㉢が正しい	㉡、㉢が正しい
㉠、㉡、㉢いずれも正しい	㉠、㉡、㉢いずれも正しくない	

- (3) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者の監督の範囲等について述べたものである。 内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。
- B 電気通信主任技術者資格者証は、電気通信主任技術者試験に合格した者、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者、また、これらの者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣の指定する指定試験機関が認定した者に交付される。
- C 総務大臣は、次の()又は()に該当する者に対しては、電気通信主任技術者資格者証の交付を行わないことができる。
- () 電気通信主任技術者資格者証を受けている者で、電気通信事業法又はこの法律に基づく命令の規定に違反して電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から3年を経過しない者
- () 電気通信事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (工) 。

<(工)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (4) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、検閲の禁止、通信の秘密の保護等について述べたものである。 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。
- B 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
- C 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。ただし、その職を退いた後においては、この限りでない。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

(5) 次のA～Dの文章は、電気通信事業法に規定する、定義について述べたものである。
 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- B 電気通信とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音声又は映像を送り、伝えること及びそれらの情報の処理を行うことをいう。
- C 電気通信事業とは、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。
- D 電気通信業務とは、電気通信事業者が行う事業の運営に係る業務をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| Dのみ正しい | A、Bが正しい | A、Cが正しい |
| A、Dが正しい | B、Cが正しい | B、Dが正しい |
| C、Dが正しい | A、B、Cが正しい | A、B、Dが正しい |
| A、C、Dが正しい | B、C、Dが正しい | |
| A、B、C、Dいずれも正しい | A、B、C、Dいずれも正しくない | |

問2 次の問いに答えよ。(小計20点)

(1) 次の()～()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が公共の利益のため、優先的に取扱うべき「緊急に行うことを要するその他の通信」の内容に関し、その一部について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 火災、 (ア)、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
- () 天災、事変その他の災害に際し、災害状況の報道を内容とするもの
- () 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項
- () 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な (イ) その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

<(ア)、(イ)の解答群>

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 建物の倒壊 | 出 水 | 物資の調達 |
| ライフラインの復旧 | 役務の提供 | 生活資源の供給 |
| 集団的疫病 | 暴 動 | |

- (2) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。同憲章の規定に照らし、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(2点×2=4点)

国際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における (ウ) に関するすべての電気通信並びに世界保健機関の (エ) に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

風土病	人命の安全	検疫対策	危険防止
環境保全	伝染病	緊急事態	指定難病

- (3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、識別符号の定義について述べたものである。内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
(4点)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律において、「識別符号」とは、特定電子計算機の特定利用をすることについて当該特定利用に係るアクセス管理者の許諾を得た者(以下「利用権者」という。)及び当該アクセス管理者(以下「利用権者等」という。)に、当該アクセス管理者において当該利用権者等を他の利用権者等と区別して識別することができるように付される符号であって、次のいずれかに該当するもの又は次のいずれかに該当する符号とその他の符号を組み合わせたものをいう。

- A 当該アクセス管理者によってその内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとされている符号
B 当該利用権者等の身体の全部若しくは一部の影像又は音声を用いて当該アクセス管理者が定める方法により作成される符号
C 当該アクセス管理者の署名を用いて当該利用権者が定める方法により作成される符号

同法律に規定する内容に照らして、上記のA～Cの文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (4) 次の()～()の文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の再交付、返納等について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- () 資格者証の交付を受けている者が、①資格者証を失ったために、再交付を受ける場合は、申請書に事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関し、電気通信主任技術者として必要な知識及び能力を有することを証明する書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。
- () 資格者証の交付を受けている者は、②資格者証の訂正を受けなければならない事実が生じたときは、資格者証の訂正に代えて、資格者証の再交付を受けることができる。
- () 資格者証の交付を受けている者が、電気通信事業法又はその法律に基づく命令の規定に違反して、③資格者証の返納を命ぜられたときは、その処分を受けた日から7日以内に資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の再交付を受けた後、失った資格者証を発見したときも同様とする。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい | ②のみ正しい | ③のみ正しい |
| ①、②が正しい | ①、③が正しい | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない | |

- (5) 次の()及び()の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、用語の定義について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(キ)、(ク)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

- () 絶対レベルとは、 (キ) をいう。
- () 直流回路とは、電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の (ク) を行うための回路をいう。

<(キ)、(ク)の解答群>

- 一の皮相電力の1ワットに対する比を絶対値で表したもの
- 一の皮相電力の1ワットに対する比をデシベルで表したもの
- 一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表したもの
- 一の実効電力の1ワットに対する比を絶対値で表したもの
- 一の実効電力の1ワットに対する比をデシベルで表したもの
- 一の実効電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表したもの
- 交換設備及び伝送設備の動作の開始及び終了の制御
- 交換設備の動作の開始及び終了の制御
- 伝送設備への電力の供給
- 端末設備への電力の供給

(注) 問題文中「電気通信事業者」とあるのは、平成15年7月24日電気通信事業法の改正に伴い、「第一種電気通信事業者」から改められたものである。

- (1) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、配線設備等の評価雑音電力について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

配線設備等の評価雑音電力(通信回線が受ける妨害であって人間の聴覚率を考慮して定められる実効的雑音電力をいい、誘導によるものを含む。)は、絶対レベルで表した値で定常時においてマイナス (ア) デシベル以下であり、かつ、最大時においてマイナス (イ) デシベル以下でなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

5 0	5 2	5 4	5 6	5 8
6 0	6 2	6 4	6 6	6 8

- (2) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、端末設備内において電波を使用する端末設備について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 総務大臣が別に告示する条件に適合する識別符号(端末設備に使用される無線設備を接続するための符号であって、符号の設定に当たってその登録が行われるものをいう。)を有すること。
- B 使用する電波の周波数が空き状態であるかどうかについて、総務大臣が別に告示するところにより判定を行い、空き状態である場合にのみ通信路を設定するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。
- C 使用される無線設備は、一の筐体^{きょうたい}に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ)。

<(ウ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、絶縁抵抗について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

端末設備の機器は、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間に、使用電圧が300ボルト以下の場合にあっては、0.2メガオーム以上であり、300ボルトを超え (工) の直流及び300ボルトを超え600ボルト以下の交流の場合にあっては、 (オ) 以上の絶縁抵抗を有しなければならない。

<(工)、(オ)の解答群>

0.4メガオーム

0.5メガオーム

0.6メガオーム

650ボルト以下

700ボルト以下

750ボルト以下

- (4) 次のA、Bの文章は、端末設備等規則に規定する、総合デジタル通信端末の基本的機能について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

総合デジタル通信端末は、次の機能を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する場合は、この限りでない。

- A 発信又は応答を行う場合にあっては、呼設定用メッセージを送出するものであること。
B 通信を終了する場合にあっては、呼切断用メッセージを送出するものであること。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

A、Bいずれも正しい

A、Bいずれも正しくない

- (5) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、総合デジタル通信端末の発信の機能等について述べたものである。 内の(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (キ) である。

<(キ)の解答群>

総合デジタル通信端末は、自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。)にあっては、その回数は最初の発信から3分間に2回以内でなければならない。この場合において、最初の発信から3分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。ただし、火災、盗難その他の非常の場合にあっては、適用しない。

総合デジタル通信端末は、発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼設定メッセージ送出終了後3分以内に呼切断用メッセージの受信確認を行うものでなければならない。

総合デジタル通信端末は、総務大臣が別に告示する電氣的条件及び光学的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

総合デジタル通信端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。

問4 次の問いに答えよ。

(小計20点)

- (1) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、専用通信回線設備等に接続される端末設備の電氣的条件等及び漏話減衰量について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 専用通信回線設備等端末は、総務大臣が別に告示する電氣的条件及び論理的条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。
- B 専用通信回線設備等端末は、電気通信回線に対して交流の電圧を加えるものであってはならない。ただし、総務大臣が別に告示する条件において交流重畳が認められる場合にあっては、この限りでない。
- C 複数の電気通信回線と接続される専用通信回線設備等端末の回線相互間の漏話減衰量は、1,500ヘルツにおいて70デシベル以上でなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい | Bのみ正しい | Cのみ正しい |
| A、Bが正しい | A、Cが正しい | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない | |

- (2) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、目的について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

この法律は、電子署名に関し、 (イ)、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び (ウ) ことを目的とする。

<(イ)、(ウ)の解答群>

電磁的記録への不正アクセス行為の禁止
電磁的記録の秘密の保護及び厳正な管理
電磁的記録に係る犯罪の防止
電磁的記録の真正な成立の推定
公共の福祉の増進に寄与する
国民経済の健全な発展に寄与する
国民の利便を確保する
利用者の利益を保護する

- (3) 次の文章は、有線電気通信設備令に規定する通信回線の電力について述べたものである。同設備令の規定に照らして、 内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

通信回線の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス (エ) 以下、高周波であるときは、プラス (オ) 以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

<(エ)、(オ)の解答群>

3 デシベル	5 デシベル	8 デシベル
10 デシベル	12 デシベル	16 デシベル
18 デシベル	20 デシベル	

- (4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線の支持物、架空電線の高さ等について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表上1.8メートル未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める場合はこの限りでない。
- B 架空電線の高さは、その架空電線が道路上にあるとき、鉄道又は軌道を横断するとき、及び河川を横断するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。
- C 架空電線は、総務省令で定めるところによらなければ、架空強電流電線と同一の支持物に架設してはならない。

同令に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (カ) 。

<(カ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、使用可能な電線の種類、線路の電圧等について述べたものである。これらの規定に照らして、 内の(キ)、(ク)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

有線電気通信設備に使用する電線は、絶縁電線又はケーブルでなければならない。ただし、絶縁電線又はケーブルを使用することが困難な場合において、他人の設置する有線電気通信設備に (キ) を与えるおそれがなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないように設置する場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、 (ク) でなければならない。ただし、電線としてケーブルのみを使用するとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

<(キ)、(ク)の解答群>

50ボルト以下	100ボルト以下	100ボルト以上
100ボルト以上200ボルト以下	妨害	損害
誤信号	影響	

- (1) 次の A ～ C の文章は、有線電気通信法に規定する、設備の検査等及び設備の改善等の措置について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4 点)

- A 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。なお、この立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- B 総務大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が有線電気通信法第 5 条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えると認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。
- C 総務大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ア) 。

<(ア)の解答群>

- | | | |
|---------------|-----------------|----------|
| A のみ正しい | B のみ正しい | C のみ正しい |
| A、B が正しい | A、C が正しい | B、C が正しい |
| A、B、C いずれも正しい | A、B、C いずれも正しくない | |

- (2) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、定義について述べたものである。 内の(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同令及び同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (イ) である。

<(イ)の解答群>

電線とは、有線電気通信(送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により信号を行うことを含む。)を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)であって、強電流電線に重畳される通信回線に係るものの以外のものをいう。

強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)をいう。

高周波とは、周波数が4,000ヘルツを超える電磁波をいう。

低周波とは、周波数が200ヘルツ以下の電磁波をいう。

高圧とは、直流にあっては750ボルトを、交流にあっては600ボルトを超え、7,000ボルト以下の電圧をいう。

平衡度とは、通信回線の中性点と大地との間に起電力を加えた場合におけるこれらの間に生ずる電圧と通信回線の端子間に生ずる電圧との比をデシベルで表わしたものをいう。

- (3) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令に規定する、通信回線の平衡度、架空電線の支持物、屋内電線相互間の絶縁抵抗等について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000ヘルツの交流において58デシベル以上でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- B 架空電線の支持物は、その架空電線が他人の設置した架空電線又は架空強電流電線と交差し、又は接近するときは、他人の設置した架空電線又は架空強電流電線を挟み、又はこれらの間を通ることがないように設置しなければならない。ただし、その他人の承諾を得たとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えないように必要な設備をしたときは、この限りでない。
- C 屋内電線(光ファイバを除く。)と大地との間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗は、直流100ボルトの電圧で測定した値で、1メガオーム以上でなければならない。

同令に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(注) 記述中の「メガオーム」は、「メガオーム」と同じ単位である。

- (4) 次の()、()の文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線と他人の設置した架空電線との離隔距離等について述べたものである。同令の規定に照らして、 内の(エ)、(オ)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- () 架空電線は、他人の設置した架空電線との離隔距離が (エ) メートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たとき、又は設置しようとする架空電線(これに係る中継器その他の機器を含む。)がその他人の設置した架空電線に係る作業に支障を及ぼさず、かつ、その他人の設置した架空電線に損傷を与えない場合として総務省令で定めるときは、この限りでない。
- () 道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流電線とを架設する電柱その他の総務省令で定める電柱は、総務省令で定める (オ) をもたなければならない。

<(エ)、(オ)の解答群>

10センチ	15センチ	20センチ	30センチ
絶縁抵抗	中継器	安全係数	配線盤

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線と架空強電流電線とが交差又は接近する場合の離隔距離について述べたものである。同令及び同規則の規定に照らして、 内の(力)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
- (2点×2=4点)

架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との水平距離がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下となるときは、架空電線と架空強電流電線の離隔距離は、次によらなければならない。

- () 架空強電流電線の使用電圧が低圧で架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、離隔距離を30センチメートル(強電流電線の設置者の承諾を得たときは15センチメートル)以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置すること。
- () 架空強電流電線の使用電圧が高圧で架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、離隔距離を (力) 以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置すること。
- () 架空強電流電線の使用電圧が高圧で架空強電流電線の種別が高圧強電流絶縁電線又は特別高圧強電流絶縁電線であるときは、離隔距離を (キ) 以上とし、かつ、架空電線は、架空強電流電線の下に設置すること。

<(力)、(キ)の解答群>

20センチメートル	30センチメートル	40センチメートル
50センチメートル	60センチメートル	80センチメートル
90センチメートル	1メートル	2メートル